

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー 推進事業費補助金の概要（リースの場合） （令和5年12月19日時点）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

水素・アンモニア課

補助対象になるリース

本事業の対象になるリースは、いわゆるファイナンスリースで、給湯器の法定耐用年数である6年以上のリース期間が設定されているものが、補助対象になります。

- * 途中解除が可能であるリース契約も補助対象にしますが、6年を経過する前にリース契約を解除した場合、財産処分の手続き(補助金の返還等を含む)が必要になる場合があります。
- * 自社割賦(分割販売)、レンタルは補助対象になりません。
- * いわゆる包括または個別クレジットの利用は、本事業の「リース利用」に該当しません。「購入・工事タイプ」により申請を行ってください。

本事業は、リース事業者（補助事業者）と消費者（共同事業者）による共同申請により交付申請を行います。また補助金は、補助事業者に対し交付され、以下①②のいずれかの方法によりその全額を共同事業者に還元することとします。
(還元は、①リース料金の計算の元となる経費から補助金分を差し引く方法、②現金による支払う方法、のいずれかとします。)

<補足> 転リースについて

本事業において「転リース」とは、リース事業者が、外部の事業者からリースにより調達した補助対象である給湯器を、消費者に対して再リースし、リース契約（転リース契約）を締結することをいいます。

転リースにより設置されたについても本事業の補助対象とします。

この場合、補助事業者は（消費者とリース契約を締結する）「リース事業者」とし、申請時に提出する契約書は当該リース事業者 が消費者と契約した「リース契約書」の写しとする予定です。

（リース事業者と外部の事業者が締結した「リース契約（元リース契約）書」の写しについては特段求めない予定）

補助対象者と交付申請者（リースの場合）

給湯器のリース契約者を補助の対象とします。

補助金の交付申請は、リース契約者(共同事業者)とリース事業者(補助事業者)が共同で行います。

具体的な手続きは、リース事業者(補助事業者)が代表して行い、補助金の交付を受けるものです。

ただし、交付された補助金はリース契約者(共同事業者)に還元される必要があり、申請にあたっては還元方法について、予め両者で同意を行うものとします。

補助事業	締結する契約	補助対象者 (共同事業者)	交付申請者 (補助事業者)
高効率給湯器設置	リース契約 (賃貸借契約)	リース契約者 (消費者等)	リース事業者

なお、リース事業者は、本事業の参加にあたっては、所定の手続きにより「補助事業者」としての登録（「事業者登録」という。）を受ける必要があり、事業者登録後に交付申請する設置工事を補助の対象とします。

※転リースについては、P2 参照

補助対象者

以下の（１）及び（２）を満たす方が補助対象者となります。

（１）給湯省エネ事業者※1とリース契約※2を締結し、以下①～④のいずれかの方法により本事業の対象設備である高効率給湯器（対象機器）を導入するリース利用者

①新築注文住宅に、建築主が対象機器をリースにより設置する方法

②建築中の分譲住宅（戸建）に対して、住宅購入者が対象機器をリースにより設置する方法

③建築中の分譲住宅（共同住宅等）に対して、管理組合等が対象機器をリース※3により設置する方法

④既存住宅（戸建または共同住宅等）のリフォーム時に、住宅所有者等が対象機器をリースにより設置する方法※4

※1 「給湯省エネ事業者」とは、補助対象者に代わり交付申請の手続きを行い、補助金の交付を受け、交付された補助金を補助対象者に還元するものとして事務局に登録されたリース事業者等をいいます。

※2 いずれもリース契約書（賃貸借契約書）の提出が必要になります。

※3 分譲事業者のリース契約を管理組合が承継する場合を含む。

（リース契約の当事者でない住宅購入者が、戸ごとに補助を受けることはできません）

※4 リースにより未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。

（２）対象機器を設置する住宅の所有者等である

- ・住宅を所有する個人またはその家族
- ・住宅を所有し、賃貸に供する個人または法人
- ・賃借人
- ・共同住宅等の管理組合・管理組合法人

※住宅の所有者であっても、販売目的で住宅を所有する新築分譲事業者および買取再販事業者は対象になりません。

補助対象となる住宅

以下（１）または（２）に該当する住宅が、補助対象住宅となります。
なお、いずれも戸建、共同住宅等の別を問いません。

（１）新築住宅（１年以内に建築された住宅で、かつ居住実績がない住宅のこと）である
※本事業において「建築日」は、原則、検査済証の発出日とします。

（２）既存住宅（建築から１年が経過した住宅、または過去に人が居住した住宅のこと）である
※未使用の対象機器が設置されていても、既存住宅の購入は補助対象になりません。

1戸当たりの補助対象設備の台数制限

設備	戸建	共同住宅等
①高効率給湯器の設置	2台以内	1台以内
②電気温水器の撤去※	①と同台数以内	
③蓄熱暖房機の撤去※	2台以内	2台以内

※ リフォーム工事で、①に伴い2023年11月2日以降に撤去するものに限る。
(子育てエコホームにおいて高効率給湯器に補助を受けても補助対象になりません)
また、①の交付申請と合わせて提出する必要があります。

残予算の公表

本事業では、事後申請制を採用することから、こまめに残りの予算額を開示する予定

対象となる期間及び着工日の考え方

令和5年1月2日以降に着工する補助事業を対象とします。着工日の定義は、住宅の種別に応じて下表の通りとします。

新築住宅	既存住宅
注文・分譲	リフォーム (大規模修繕含む)
住宅の引渡日	給湯器（1台目）の設置工事の着手日

補助金の還元

補助金交付を受けた補助事業者は補助金をリース契約者に対して全額還元する必要があります。還元方法は、共同事業実施規約にて交付申請時に合意されているものに基づいた以下のいずれかの方法で行う必要があります。

- ①リース費用の計算の元となる経費から補助金分を差し引く方法
- ②現金による支払う方法

申請時に必要となる書類①（予定）

提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。
必要書類や提出方法は、事務局が別に定める交付規程、交付申請の手引き等を必ずご確認ください。

※写真類は、2023キャンペーンの撮り方を参考に撮影してください

【必須】

- ① 本補助金の利用について発注者が同意する共同事業実施規約（指定の書式）
- ② リース契約書の写し（撤去関係について加算申請する場合は、原則、当該契約※に含まれていること）
- ③ リース契約者の本人確認書類（住民票の写し、運転免許証の写し等）
- ④ 工事前写真、工事後写真
- ⑤ 保証書や銘板写真（2023キャンペーンで必要とされているものと同様のもの）

※ 加算対象となる撤去工事をリース事業者と別の事業者が発注（分離発注）する場合は、リース事業者がすべての手続きと補助金の受領を代表して行う場合に限り、申請を行うことができます。共同事業者および撤去工事請負業者が手続きに協力することが必要になりますので、ご注意ください。

【追加】

⑥ヒートポンプ給湯機やハイブリッド給湯機のA要件適合のために、対応リモコンや通信モジュールが必要となる場合は、設置されていることを確認するために、以下の資料も追加が必要（B、C要件の適合については、追加書類は必要ありません）

A要件への適合	確認方法	追加提出書類
給湯器本体	本体の製品型番	なし
対応リモコン	対応リモコンの型番 又は本体とのセット型番	・台所に設置した対応リモコンの型番が確認できる工事後写真 ・対応リモコンまたはセット型番が確認できる納品書※
通信モジュール	通信モジュールの型番	・通信モジュールを設置したことが確認できる工事後写真 ・通信モジュールの型番が確認できる納品書※

※納品書は、補助事業者から共同事業者（消費者）に対して発行されたものをいいます。

注：リンナイ製ハイブリッド給湯機のみ、B要件適合を確認するために「貯湯ユニットの型番」がわかる銘板写真

申請時に必要となる書類②（予定）

⑦電気温水器撤去による加算を申請する場合

- ・撤去する電気温水器の銘板写真（電気温水器であることが確認できるもの）

※ 銘板の文字が消える等により、電気温水器であることが確認できない場合、配管の本数が確認できる写真を撮影して提出してください。

- ・新しい給湯器の設置場所と異なる場合、撤去前と撤去後の写真（設置場所が同一の場合は、必須書類④⑤と同じ写真で構いません）

⑧蓄熱暖房機撤去による加算を申請する場合

- ・蓄熱暖房機の撤去中（レンガ等中の構造が確認できるもの）、撤去後の写真

※ ⑧の加算を受けるにあたっては、提出する契約書（明細書でも可）において「蓄熱暖房機の撤去」が確認できること。

※ 原則、工事前写真の撮影忘れは補助対象になりません。

特に⑦⑧については、工事の有無を確認できないため、提出免除の対象にはなりません。

共同事業実施規約について

原則としてリース契約の締結時に、補助事業者と共同事業者との間で補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め（共同事業実施規約）を締結し、交付申請時に提出する必要があります。

・規約の主な内容

- ①必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること。
- ②補助金の受取方法（リース料金に充当又は補助事業者が一旦受領して消費者等に引渡し）。
- ③補助事業実施上の遵守事項を遵守すること。
- ④補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等は、その責めの程度を勘案して負担するものとし、その程度の範囲と方法について予め双方で取り決めを行うこと。
（本取り決めは商談の段階（リース契約を締結する前の段階）から明確化しておくことが望ましい）

※共同事業実施規約は、事務局選定後に公表予定です。